

【参考資料】 平成 28 年熊本地震に関する

環境省のペット救護対策の経緯について

平成 28 年熊本地震に関する環境省のペット救護対策の経緯について ～被災者の心のケアのための被災ペット対策について～

1. 東日本大震災等を踏まえて事前に用意していた事項

- 動物愛護管理法に基づく基本指針や、各自治体が定める地域防災計画等において、災害発生時におけるペットの同行避難（※）に努める旨を記載。
 - ※ 飼い主が飼育するペットを同行し、避難場所まで安全に避難することであり、避難所へ行くことではない。
- 環境省が東日本大震災の経験を踏まえて策定・周知している「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」（平成 25 年）において、同行避難や避難所でのペットの受入れ等を推奨。

2. ペット救護対策において課題となった事項及び課題への対応（概要）

（避難所等における実態把握の必要性）

- 地震直後、避難所の状況、同行避難の実態について十分な情報が得られなかったため、環境省本省からの職員を派遣（4月19日～7月8日）（3.（1）参照）、九州各県等からの行政獣医師の避難所巡回（4月26日～5月1日）（3.（2）参照）等により、実態を調査。

（一時預かりのための体制整備（初期対応）の必要性）

- 一方、地震発生以降、ペットの飼育が困難な飼い主からペットの一時的な無償での預かりが必要となったが、本格的な運用開始までには時間を要した。
- 環境省の支援の下、
 - ・熊本市では、動物愛護センターが、健康上の理由等により飼育困難な飼い主を対象に（5月9日～10月31日）、
 - ・益城町では、新たに整備した避難者用のペット飼育専用施設において（5月16日～10月31日）、一時無償預かりを開始。（3.（3）を参照）
- なお、熊本県獣医師会では、災害救護対策本部を設置し、相談コーナーを設け、4月23日からペットの一時預かりについての相談を開始。基本的には有償だが、5月1日より、日本獣医師会が配布する診察補助券（1万円）を利用できる。

（仮設住宅におけるペット受入れの必要性）

- 中長期的には、避難者が仮設住宅においてペットと一緒に住める必要があるため、仮設住宅が整備される市町村に対し、ペットと一緒に住める仮設住宅の確保を直接要請（5月3日：環境大臣が熊本市長・益城町長に要請。5月12日～26日：熊本県と共同での巡回等により、13市町村）。（3.（4）参照）
- これらの市町村では、応急仮設住宅におけるペットの飼養が認められ既に入居が始まっているが、

みなし仮設住宅では飼育不可のケースが多い。

- 甲佐町に、入居者用に 11 基のケージを提供。

(一時預かりのための体制整備（中長期的対応）等の必要性)

- 一時預かり等のための体制強化に向け、熊本県、県獣医師会、熊本市による「熊本地震ペット救護本部」の設置（5月27日）を支援。（3.（6）参照）
- 同本部には、6月3日、（一社）九州動物福祉協会も加入し、大分県九重町にある同協会が運営する九州災害時動物救援センターが、被災ペットの預かり所として利用出来ることとなった（11月4日当時、犬16頭、猫12頭、計28頭預かっている）。

3. 被災ペット対策（詳細）

(1) 職員等の派遣

- 丸川大臣が、熊本市動物愛護センター、グランメッセ熊本、益城町総合運動公園を視察。熊本県知事、熊本市長等と意見交換（5月3日）。
- 井上副大臣、鬼木政務官が熊本県、福岡県を視察。熊本県知事、熊本副市長、福岡副市長等と意見交換（5月11日）。
- 環境本省の動物愛護担当職員等から延べ21名派遣（4月19日～7月8日）
 - ・熊本市及び益城町内の避難所、県動物管理センター、熊本市動物愛護センター等において同行避難の状況等を調査（日本獣医師会現地派遣チームとも協力）（4月20～22日）。
 - ・被災ペット対策実施のための現地調査、自治体等の関係者との意見交換等に従事。
- 熊本県庁内現地対策本部のリエゾンとして延べ4名派遣（4月28日～5月29日）
 - ・被災ペット対策に関し、現地対策本部との連絡調整等に対応。

(2) 避難所における被災ペット対策

- 福岡県獣医師会緊急獣医療派遣チーム VMAT が現地調査（4月17～19日）。これを踏まえ、日本獣医師会が益城町避難所等を調査（4月20～22日）。
- 大分県によれば、避難所等でペットの問題は生じていない（4月18日）。
- 環境省派遣職員が確認した限り（4月20～21日）、避難所で被災者はペットと同行避難し、敷地内へのペットの受入れが認められている（ペットを同じ室内に置くことまで認められるかは施設による。）（※1）。

※1 後述の九州山口災害時救護応援協定に基づく自治体派遣職員による調査（後述。4月26日～5月1日）においても同様。ただし、多くの避難所でペット同行避難者が車中泊等に移行したため、その実態把握は困難とのこと。

- 環境省派遣職員が確認した限り（4月20日）、益城町総合体育館（町内最大の避難所。）では、ペットは飼い主と共に屋内で生活。調査時点ではトラブルは生じておらず、ペットシーツやフード等の資材も足りている。
- 日本獣医師会が全国の獣医師会に対し、被災した熊本県獣医師会や被災者のペット対策について支援を要請。
- 環境省は、「九州・山口9県災害時愛護動物救護応援協定」（平成25年締結。以下「九州ブロック

協定」。)の加盟各県に対し、事務局である福岡県を通じ、熊本県への応援職員(獣医師)の派遣を要請。これにより、九州沖縄各県及びその政令指定都市から派遣された獣医師の応援職員(1日当たり約16名。)が熊本の避難所を巡回(4月26日～5月1日)。ペット同行避難の状況確認、環境の改善、不足物資の調達等を実施。環境省派遣職員は全体調整やとりまとめを対応。

- 環境省派遣職員は、阿蘇保健所を通じ、南阿蘇村及び西原村の情報を収集。西原村は現地調査の結果、建物内にペットが入れないため屋外のテントにペットを収容している旨を確認。南阿蘇村では、特段の情報無し(5月9日)。
- 環境省は、熊本市が避難所を再編する際にペットの屋内受入れが可能となるよう、ペット用ケージ120基を同市に提供(5月11日)。
- 環境省は、益城町総合運動公園において、避難者のペット飼育専用施設の整備を支援(冷房付コンテナハウス3基、ケージ50基)。5月16日から10月31日まで受入れた。(1日最大で犬30頭、猫13頭受入れ)。
- 環境省は、益城町の新たな避難所である熊本県民総合運動公園陸上競技場(うまかな・よかなスタジアム)内におけるペット飼育専用施設の整備を支援。
- 他の避難所においてもペットの飼育用スペースの確保や適正な管理のため、必要な資材等があれば、その調達等を支援。

(3) 被災ペットの一時預かり

- 熊本県獣医師会は、「熊本県獣医師会災害救護対策本部」(以下「災害救護対策本部」。)設置(4月22日)。ペットの一時預かりを含め相談受付を開始(4月23日)。
- 環境省においても、災害救護対策本部による相談受付に関連する情報を、省のtwitterやFacebookを通じ発信(4月22日)。
- 日本獣医師会は、診察補助券を被災者に配布(5月～)し、一時預かりも実施(診察補助券は最大3000枚の発行を予定)。
- 環境省は、自治体等と連携し、緊急的な一時預かりのための体制を整備。
 - ・熊本市では、避難者の健康上の理由等により一時無償預かりするための体制を市の動物愛護センターと合同で整備。(5月9日～10月31日)。
 - ・益城町では、総合運動公園の指定管理者(YMCA)等と合同で避難者のペットの飼育専用施設での一時無償預かり体制を整備。(5月16日～10月31日)。
- 「熊本地震ペット救護センター」において被災者のペットの預かりを実施。

(4) 仮設住宅におけるペットの受入れに向けた対策

- 丸川環境大臣が、ペットと一緒に住むことの出来る仮設住宅の整備を熊本市長及び益城町長に直接要請(5月3日)。
- 熊本県と共同で同県内の市町村を巡回等し、ペット同伴が可能な仮設住宅の整備を直接要請。(5月12～26日。詳細：益城町・嘉島町・甲佐町(12日)、宇土市(13日)、西原村・宇城市・御船町(16日)、南阿蘇村(17日)、大津町・山都町(18日)、氷川町・阿蘇市(23日)、菊陽町(26日)。
- これらの市町村では、応急仮設住宅において、ペットとの同居を可能とする運用が行われた。
- 環境省は、甲佐町に、要望に応じてケージ11基を提供済み(6月3日)。
- 自治体から要望があれば「熊本地震ペット救護対策本部」と協力して仮設住宅入居時にケージ等の

資料を提供する旨、関係自治体に情報提供。

(5) 震災による迷子のペット等への対策

- 熊本県及び熊本市は、迷子ペットを保護し、ホームページ（HP）での情報提供により飼い主への返還等を実施（※2）。

※2 7月13日時点で、犬452頭中、返還173頭、譲渡147頭、死亡1頭。

猫715頭中、返還7頭、譲渡342頭、死亡29頭。

- 環境省は、省HPからこれらHPへリンクを設け、飼い主への返還を促進。
- 熊本市動物愛護センターは震災前から多数の犬猫を収容しており、迷子ペット収容のためのスペースを確保する必要。このため、環境省の調整の下、譲渡に適した約30頭の犬猫を近畿・中四国の自治体の動物愛護センター等に譲渡（4月27日・28日）。全国ペット協会及び全国ペットパーク推進協議会の協力を得て搬送。

(6) 被災地におけるペット対策の体制の強化その他の対応

- 九州ブロック協定に基づき、福岡県及び佐賀県から熊本県にペット用支援物資を搬送（4月16日・17日）。
- （一財）ペット災害対策推進協会は、寄附金を募集（4月20日～）。
- 環境省は、twitterやFacebookを通じ、ペットを連れ車中泊している避難者に、エコノミークラス症候群の予防について呼びかけ（4月20日・21日）。
- 環境省は、熊本県獣医師会から要請された仮設のペット相談所用テント2張りを、日本愛玩動物協会の協力の下、県獣医師会に提供（4月22日）。
- 災害救護対策本部がペット相談コーナーを設置し（4月23日～ グランメッセ熊本、4月24日～ 熊本市役所）、負傷した被災動物の応急手当、被災動物の一時預かり等の相談を受付（4月23日～）。環境省は、義援金の募集や物資の供給等が円滑に進むよう運営等を積極的に支援。
- 熊本市動物愛護センターでは多くの市民が支援物資の受取りに来ており、物資の整理に苦勞しているため、全国ペット協会の協力を得つつ、人材派遣、物資搬入等に対処（4月29日に物資搬入）。
- 一時預かり等の体制の強化に向け、熊本県、熊本市、熊本県獣医師会による「熊本地震ペット救護本部」の立ち上げ（5月27日）を支援、11月4日まで対策会議13回を開催し、一時預かり犬猫等の検討。

(7) 調査・ヒアリング等

- 今回の地震において概ね避難所までのペットとの同行避難は行われていたものの、その後の対応は避難所ごとに異なり、被災者が対応に苦慮したとの指摘があったことから、今回の地震の経験を今後の自然災害対応に活かすため、益城町でペット飼育専用施設の利用者及びNPOの設置したペット同伴テントを利用していた避難者等を対象に実態把握のためのヒアリング調査を6月29日から7月3日にかけて実施（回答48世帯）。また、仮設住宅で生活されている方に対するヒアリング調査を12月27日に実施（回答6世帯）。
- 熊本地震において、ペット同伴の被災者や被災ペットの受入れを行った施設の設置・運営に係る団体5団体についてヒアリング調査を実施（10月27日～平成29年1月19日）
- 熊本県内の被災自治体・団体等の協力を得て、熊本地震対応記録集の作成に着手。地元関係者や有

識者6名からなる記録集作成委員会を設置し、3回の検討会を開催し、記録集の草稿を取りまとめた。

(参考) 熊本地震発生から約2ヶ月間の経緯(主に環境省に関わるもの)

4月14日(木)	熊本県熊本地方を中心とする地震が発生(前震)
4月15日(金)	環境省が熊本県及び熊本市の被害状況の確認及び連絡体制を確保
4月16日(土)	熊本県熊本地方を中心とする地震が発生(本震)
4月16日、17日	九州・山口9県災害時愛護動物救護応援協定に基づき福岡県及び佐賀県が、熊本県にペット用支援物資搬送
4月17日(日)	福岡県獣医師会の緊急獣医療派遣チーム(VMAT)が現地調査を実施(19日まで)
4月18日(月)	環境省が(公社)日本獣医師会及び(一財)ペット災害対策推進協会と震災対応について情報交換
4月19日(火)	被災ペットの対応のため、環境省が動物愛護管理室職員を熊本に派遣開始
4月20日(水)	環境省と日本獣医師会の派遣職員が合同で、現地調査を実施(22日まで) (一財)ペット災害対策推進協会が寄付金の募集を開始 環境省がFacebook等を通じ、犬を連れて車中泊している避難者に対し、エコノミークラス症候群の予防について呼びかけ
4月22日(金)	熊本県獣医師会が災害救護対策本部を設置 環境省は日本愛玩動物協会の協力の下で、熊本県獣医師会からの要請による、ペット相談所用の仮設テント2張りを提供
4月23日(土)	災害救護対策本部がペットの相談窓口をグランメッセに設置し、ペットの一時預かり等の相談窓口を開設
4月24日(日)	災害救護対策本部がペット相談窓口を熊本市役所に設置
4月25日(月)	九州7県2市からなる、行政獣医師を避難所等の被災ペットへの対応ために熊本へ派遣するため、環境省が全体を調整
4月26日(火)	九州各県市より派遣された行政獣医師のチームが避難所の巡回を開始(5月1日まで)
4月27日(水)	環境省が熊本市の迷子ペット対策が促進されるよう、近畿中四国各府県市、全国ペット協会及びペットパーク流通協会の協力を得て、熊本市動物愛護センターが震災前から収容している犬猫約30頭の移送を開始(~28日)
4月28日(木)	熊本県庁内の現地対策本部のリエゾンとして環境省が職員を派遣し、被災ペット対策に関しては現地対策本部との連絡調整等に対応
4月29日(金)	避難所等において要望のあったペット用物資を全国ペット協会の協力を得て搬入
5月1日(日)	九州7県2市からの行政獣医師による避難所等の被災ペットへの巡回対応が完了 日本獣医師会が診察補助券を被災者に配布し、ペットの一時預かりも支援
5月3日(火)	丸川環境大臣が、熊本市、益城町において現地調査を実施。熊本県庁において熊本県知事と意見交換を行った他、熊本市動物愛護センター(熊本市長同行)、グランメッセ熊本、益城町総合運動公園において被災ペット対策の状況を確認し、関係者と意見交換。熊本市と益城町にペット同伴可能な仮設住宅の整備を要請
5月9日(月)	熊本市が被災ペットの緊急一時預かり(健康上の理由等による)を開始

益城町が総合運動公園の指定管理者と合同で、ペットの一時預かりのための施設整備に着手

環境省が熊本市の避難所再編にあわせてペットの屋内受入れを可能にするのを支援するため、ペット用ケージ 120 基を調達し発送

5月10日(火) 環境省が熊本地震・被災ペット対策の支援に関する第1回情報交換会を東京で開催(ペット関連16団体・協会等)

5月11日(水) 井上環境副大臣、鬼木政務官が熊本県、福岡県を視察。熊本県知事、熊本市長、福岡市副市長等と意見交換。

5月9日に発送したケージ120基を熊本市に提供。

5月12日(木) 必要な資材を支援するため、県と共に市町村を調査、同時に益城・嘉島・甲佐町でペットの受入れについて協議、以降10市町村で応急仮設住宅でのペットの飼育について要請(5月26日まで)

5月13日(金) 現地動物救護本部を立ち上げるための会議を熊本県獣医師会で開催(熊本市も参加して毎週金曜に情報交換会を定例化)

5月14日(土) 益城町総合運動公園のペットの飼育専用の一時的預かりの施設が完成

5月15日(日) 益城町総合運動公園のペットの飼育専用の一時的預かりの施設の内覧会を開催

5月16日(月) 上記施設(冷房付きコンテナハウス3基、ケージ50基)の運用を開始

5月17日(火) ペットの飼養が可能な仮設住宅の必要性を説明して建設を要請・依頼するため、県と共に市町村を巡回訪問

5月20日(金) 自治体、獣医師会と協力して現地支援のための調査・意見交換

5月25日(水) 自治体、獣医師会と協力して現地支援のための調査・意見交換(27日付けで熊本地震ペット救護本部の立ち上げを決定)

5月26日(木) 環境省が熊本地震・被災ペット対策の支援に関する第2回情報交換会を東京で開催(ペット関連16団体・協会等)

5月27日(金) 熊本県、熊本市、熊本県獣医師会が熊本地震ペット救護本部を立ち上げる

6月2日(木) 第2回熊本地震ペット救護本部打ち合わせ会議開催

6月3日(金) (一社)九州動物福祉協会は熊本地震ペット救護本部に加入し、同協会の運営による熊本地震ペット救援センターでの被災ペットの預かりが可能となる
要望により甲佐町の応急仮設住宅に11基のケージを提供

6月5日(日) 緊急預かりの犬4、猫3頭について、熊本地震ペット救援センターでの預かりを開始

6月9日(木) 緊急預かりのうち猫1頭を熊本地震ペット救援センターへ移送(同センターの合計飼養頭数は犬4、猫4頭)

6月10日(金) 第3回熊本地震ペット救護本部打ち合わせ会議開催(この会議から九州災害時動物救援センターの担当が参加、また熊本県動物愛護推進協議会の組織加入が承認された)

6月16日(木) 第4回熊本地震ペット救護本部打ち合わせ会議

6月17日(金) 熊本地震ペット救護本部が(一財)ペット災害対策推進協会との連携で募集した寄付金を活用して、(一社)ペット用品工業会の協力により、熊本県へ50基のケージと猫用トイレ30個を提供

※6月22日（水）時点までの取りまとめ